

公的年金等と住民税

(令和2年度以前の住民税)
(令和元年分以前の所得税)

(1) 公的年金等とは

- ①国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法などの法律の規定に基づく年金
- ②恩給（一時恩給を除きます。）や過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金
- ③確定給付企業年金契約に基づいて支給を受ける年金

(2) 公的年金等以外の年金とは

生命保険契約や生命共済契約に基づく年金などがあります。

(3) 公的年金等に係る雑所得の計算方法

* 公的年金等は所得区分では雑所得となります。

● 65歳未満の方

公的年金等の収入金額の合計額 (A)	公的年金等の所得金額
70万円以下	0円
70万円超130万円未満	(A) - 70万円
130万円以上410万円未満	(A) × 75% - 37.5万円
410万円以上770万円未満	(A) × 85% - 78.5万円
770万円以上	(A) × 95% - 155.5万円

● 65歳以上の方

公的年金等の収入金額の合計額 (A)	公的年金等の所得金額
120万円以下	0円
120万円超330万円未満	(A) - 120万円
330万円以上410万円未満	(A) × 75% - 37.5万円
410万円以上770万円未満	(A) × 85% - 78.5万円
770万円以上	(A) × 95% - 155.5万円

(4) 公的年金から差し引く住民税（公的年金からの特別徴収）

年金所得者のうち、次の方は住民税が公的年金から差し引かれます。

①対象になる方

4月1日現在、公的年金を受給している65歳以上の方で、前年中の「公的年金等に係る雑所得」（以下「年金所得」といいます）に住民税が課税される方

ただし、次に該当する方は差し引きの対象になりません。

- (ア) 今年度の公的年金の年間給付額が18万円未満の方
- (イ) 介護保険料が公的年金から差し引かれていない方
- (ウ) 公的年金の年間給付額が差し引かれる税額より少ない方

* 平成28年10月1日以後に実施する特別徴収から一部条件が変更となりました。

②公的年金から差し引かれる税額

年金所得にかかる住民税だけです。他の所得とあわせて公的年金から差し引くことはできません。また徴収方法を選択することはできません。事業所得や不動産所得など、年金所得以外の所得にかかる税額が発生する場合は、納付書または口座振替での納付になります。（普通徴収）

③差し引かれる公的年金

老齢または退職を支給事由とする公的年金から差し引きされます。遺族年金・障害年金からは差し引きされません。

④公的年金の給付が2つ以上ある場合

次の順序に従いひとつの公的年金から差引きされます。

- (ア) 国民年金法による老齢基礎年金
- (イ) 旧国民年金法による老齢年金または通算老齢年金
- (ウ) 旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金または特例老齢年金
- (エ) 旧船員保険法による老齢年金または通算老齢年金
- (オ) 旧国共済法等による退職年金、減額退職年金または通算退職年金
- (カ) 移行農林年金のうち、退職年金、減額退職年金または通算退職年金
- (キ) 旧私学共済法による退職年金、減額退職年金または通算退職年金
- (ク) 旧地共済法等による退職年金、減額退職年金または通算退職年金

参考

◆公的年金等にかかる確定申告不要制度◆

税制改正により、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下の方については、平成23年分以降の所得税の確定申告が不要になりました。ただし、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に扶養親族と記載された者を他の者の扶養親族に変更するためには是正するための確定申告が必要となる場合があります。

* 所得税及び復興所得税の還付や確定申告書を提出することが要件とされている特例を受ける場合は、確定申告する必要があります。

所得税及び復興所得税の確定申告書を提出しない場合でも住民税の申告が必要な場合があります。

(例) 住民税で各種控除（医療費・生命保険料控除等）を受ける場合は住民税の申告が必要です。